○文化庁告示第四十四号

次の重要文化財について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十三条の規定による届出があったので、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）第五条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

文化庁長官　近藤　誠一

種類	名称	施設	所有者	盗難の時期	特徴
彫刻	銅造如来立像	海神神社（長崎県対馬市峰町木坂二七番地）	海神神社（長崎県対馬市峰町木坂二四七番地）	平成二十四年十月六日から同月八日までの間	像高およそ三十八センチメートル。銅造。表面は薄緑色の緑青錆に覆われ、所々に鍍金の痕跡が見られる。像内は中空で、後頭部に丸い孔、体部背面に大きな不整形の孔が開き、また裾の裏も口が開き像内に通じている。左耳朶、左手の全ての指、右手の指三本が失われている。手指は断面に小孔を開けて付け直した痕跡がある。

備考

一　第一欄に掲げる種類は、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の盗取された国内文化財（文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第二条第二項に規定する国内文化財をいう。以下同じ。）の種類とする。

二　第二欄に掲げる名称は、盗取された国内文化財の名称とする。

三　第三欄に掲げる施設は、国内文化財が盗取された施設（文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約第七条(b)(i)に規定する施設をいう。）とする。

四　第四欄に掲げる所有者は、盗取された国内文化財の所有者とする。

五　第五欄に掲げる盗難の時期は、第三欄に掲げる施設から国内文化財が盗取された時期とする。

六　第六欄に掲げる特徴は、寸法、重量、材質、形状、色その他の盗取された国内文化財の特徴とする。

○農林水産省告示第二千四百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	総トン数		隻数
		旧トン数	新トン数	
一　操業区域（別記一の操業区域をいう。以下同じ。）の1	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域（以下「ロシア二百海里水域」という。）においては周年、それ以外の海域においては毎年三月二十日から同年七月十日まで。ただし、国際交渉との関連において農林水産大臣がこれと異なる期間を定めた場合には、当該期間とする。	三〇トン以上一五三トン未満	三〇トン以上一八五トン未満	三
二　操業区域の2	周年	三〇トン以上二〇〇トン未満	三〇トン以上二〇〇トン未満	四三

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年十一月二十九日から平成二十五年二月二十八日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十五年三月二十日から平成三十年三月十九日までとする。

2　この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認めた場合には、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得たトン数を許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数とみなす。

4　この告示に係る許可又は起業の認可には、別記一の操業区域ごとにおおむね別記二に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

別記一　操業区域

1　日本海海区　北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

一　北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域

二　北海道礼文郡礼文町カランナイ岬突端、北緯四十三度四十三分三十二秒の線と同道小樽市高島岬突端正北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端北西の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同突端正北の線と北緯四十三度九秒の線との交点、同道久遠郡せたな町茂津多岬突端正西の線と同道奥尻郡奥尻町稲穂岬突端正北の線との交点、同突端正北北西の線との交点、北緯四十二度二十二分九秒東経百三十九度四分四十七秒の点、北緯四十一度五十七分九秒東経百三十九度四分四十八秒の点、同町青苗岬突端と同道松前郡松前町小島東端とを結ぶ線上青苗岬突端から七海里の点、小島東端、同町松前灯台中心点と青森県西津軽郡深浦町艫作埼灯台中心点正西二十海里の点とを結ぶ線と小島東端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線との交点、艫作埼灯台中心点正西二十海里の点、秋田県男鹿市入道埼灯台中心点正西二十海里の点、山形県酒田市飛島灯台中心点北西五海里の点、新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台中心点北西十海里の点、同県佐渡市弾埼灯台中心点正北十五海里の点、同市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点及び同県上越市鳥ケ首岬灯台中心点を順次に結ぶ線以東の海域

三　新潟県上越市鳥ケ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点、石川県珠洲市禄剛埼突端北西三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬突端北西三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域

四　北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域